



# 健年タイムズ

発行：蠶健康と年金出版社  
 住所：〒231-0015  
 神奈川県横浜市中区尾上町1-6-8F  
 TEL：045-664-4677  
 FAX：045-664-4680  
<https://www.ken-nen.co.jp/>

## 年金改正特集号

# 年金制度改正のポイント

本年6月20日に年金制度改正法が公布されました。今回の改正は(1)働き方や男女、家族構成の多様化を踏まえた制度の構築(2)所得再配分機能の強化・拡充等による高齢期生活の安定を目的にしております。ここでは、その一部を解説していきます。

### 1 被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大

短時間労働者の企業規模要件を縮小・撤廃し、賃金要件の撤廃(検討中)もあわせて、週20時間以上働けば働く企業の規模にかかわらず、社会保険に加入するようになります。

改正の時期は、10年かけて段階的に縮小・撤廃することとされており、勤め先の規模によって変わります。

### ①短時間労働者の企業規模要件の縮小・撤廃

施行日	適用対象となる企業規模(常時雇用する従業員数)
2027年10月1日	35人超
2026年10月1日	20人超
2025年10月1日	10人超

### ○事業主への支援

雇用保険のキャリアアップ助成金・社会保険適用時処遇改善コースで、令和7年までに短時間労働者を社会保険の被保険者として適用した事業主を対象に、令和7年7月1日から、新たに「短時間労働者労働時間延長支援コース」が時限的措置として新設されました。

### ②短時間労働者の賃金要件検討中を撤廃

いわゆる「年収106万円の壁」として認識されていた、月額8.8万円以上の要件が撤廃されます。撤廃の時期は、法律の公布から3年以内の政令で定

める日となります。

### ○保険料調整制度の導入

社会保険料による手取り額の減少を緩和するため、2026年10月から施行される改正により、標準報酬月額12.6万円以下の新たに被用者保険の適用を受ける短時間労働者の保険料を、労使折半の原則を見直し、事業主が被保険者の保険料の一部を肩代わりする特例措置が導入されます。これにより、事業主の負担割合が増加しますが、2026年10月から2029年9月30日までの期間限定で適用されるものであり、詳細な事務処理等については現在検討中です。

### ③個人事業所の適用対象を拡大

現在、個人事業所のうち、常時5人以上の者を使用する法定17業種の事業所※は、社会保険に必ず加入することとされています。今回の改正では、その法定17業種に限らず、常時5人以上の者を使用する全業種の事業所を適用対象とするよう拡大されます。

### ただし、施行日の2029年10月1日時点で既に存在している事業所は当分の間は、対象外となります。

※①物の製造、②土木・建設、③鉱物採掘、④電気、⑤運送、⑥貨物積卸、⑦焼却・清掃、⑧物の販売、⑨金融・保険、⑩保管・賃貸、⑪媒介周旋、⑫集金、⑬

### 2 在職老齢年金の見直し

2026年4月

在職老齢年金のしくみは、2025年度は、総報酬月額相当額と厚生年金の合計が月51万円を超えると、超えた分の半額が支給停止となります。その支給停止となる計算式の基準額(支給停止調整額)が、48万円から62万円へ引き上げられます。

### 3 標準報酬月額の上限の段階的引き上げ

2027年9月1日	68万円
2028年9月1日	71万円
2029年9月1日	75万円

賃金が上昇傾向にあることを踏まえ、今回の改正により、厚生年金の標準報酬月額の上限が65万円から75万円に3年かけて段階的に引き上げられます。

### 4 遺族年金の見直し

2028年4月施行

遺族厚生年金の男女差が解消され、配偶者死亡時60歳未満であれば、有期給付5年となります。また、子の遺族基礎年金が受け取りやすくなります。

原則5年間の有期給付の対象となるのは、女性の場合は、18歳年度末までの子がいない、2028年度末時点で40歳未満の方です。一方男性の場合、新

たに5年間の有期給付を受けられるようになるのは、18歳年度末までの子がいない60歳未満の方です。この遺族厚生年金の有期給付の場合、生計維持要件(850万円未満が撤廃されます)。

### 5 老齢厚生年金の繰下げ

2028年4月

この5年間の有期給付の終了後も、障害状態にある方(障害年金受給権者は支給停止の規定を適用されず、引き続き遺族厚生年金を受給することができま

また、補償を厚くする配慮から、有期給付加算(死亡者の老齢厚生年金の1/4加算相当額)や死亡者の被保険者記録を分割して失権した後の老齢厚生年金に反映させる死亡分割制度も導入されます。

夫の55歳以上の年齢要件が外されましたが、父母、祖父母の年齢要件は、55歳以上から60歳以上に引き上げられます。また、妻にだけ給付されている中高齢寡婦加算が25年かけて段階的に廃止されます。

なお、次の①～④に該当する方は、今回の改正によって影響を受けません。

①既に遺族厚生年金を受給している方  
 ②60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方  
 ③18歳年度末までの子どもを養育する間にある方の給付内容  
 ④2028年度に40歳以上になる女性

また、現在の遺族基礎年金では、生計を同じくする父母がいる場合は、基礎年金が支給停止されます。ただし、離婚やひとり親が死亡した後などの子の置かれた様々な社会状況を考慮して父または母と同居している子

も遺族基礎年金を受給できるようになります。

### 6 配偶者の加給年金の減額と子の加算額の見直し

2028年4月

現在、遺族年金を受給する権利があると老齢年金の繰下げができません。改正により老齢厚生年金については遺族厚生年金の受給権があっても繰下げ申し出前に遺族厚生年金を請求していない時は、繰下げ可能となります。老齢基礎年金については、遺族厚生年金を請求していても繰下げ可能です。

女性の社会進出が進み、共働き世帯も増えている社会の変化に合う仕組みに合わせるため、老齢厚生年金の配偶者加給年金の減額と子の加算額を引き上げの見直しがなされます。

老齢厚生年金の配偶者加給年金は、加給年金自体と特別加算の合算額が支給されていますが、そのいずれも減額されます。ただし、障害厚生年金の加給年金や振替加算は改定されません。

また、子の加算額は、第3子以降の子も第1・2子と同額となり一律に引き上げられ、老齢・遺族・障害の年金の種別にかかわらず、全ての厚生年金、基礎年金に加算されるようになります。基礎年金と厚生年金を両方受給している場合は、厚生年金のみに加算が付きま

### 7 私的年金の見直し

iDeCoに加入できる年齢

上限が65歳から70歳に引き上げられると同時に、企業型DCの拠出限度額が5万5000円から6万2000円に引き上げら

### 8 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

令和6年財政検証では、将来

の基礎年金の給付水準は、経済が好調に推移すれば調整が比較的早く終わるため概ね維持されますが、経済が好調に推移しない場合はマクロ経済スライドの調整が長引き、給付水準が低下する見込みであることが示されました。

マクロ経済スライドとは、現代の保険料負担と受給者への給付を両立させるため、現役世代の負担が過重にならないよう年金の給付水準を調整する仕組みです。

衆議院での修正により、今後の社会経済情勢を見極めた上で、次回の財政検証2029年

予定で基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、給付と負担の均衡を図りつつ、厚生年金を受給する方も含め、将来の基礎年金の給付水準を向上させるため、基礎年金のマクロ経済スライドの調整を早期に終了させるための必要な法制上の措置を講じることとなりました。

### 【執筆者紹介】

蛭田芳子氏…社会保険労務士、FP技能2級、DCプランナー2級、年金アドバイザー2級。東京社会保険事務局、街角の年金相談センター相談員などを歴任。執筆活動やセミナー講師などで活躍中。

年金アカデミー

# 「廣部年金セミナー」を開催

10月29日横浜市開港記念会館において、弊社と年金ビジネス研究所の共催による「廣部年金セミナー」が開催されました。今回は本年6月に公布されました年金改正をより掘り下げて解説したセミナーで、参加された社労士の皆さんは熱心に聞き入っていました。また共催の年金ビジネス研究所代表の岡村氏によるセミナー受講の感想（コラム）も掲載いたします。



## 岡村重樹の眼

2025年6月の年金制度改正では、遺族給付の見直しが大きな焦点となりました。家族の形や働き方の多様化を踏まえ、制度の公平性を高めることが主な目的とされています。

一方で、これまでの中高齢寡婦加算は廃止され、代わりに「5年有期の遺族給付」が新設されることに、不安の声も少なくありません。ただ、講師の先生が「子どもがいる家庭への支援が手厚くなっています」と話されたとき、なるほどと感じました。生計同一要件の緩和などにより、子を育てながら生活を支える遺族世帯への配慮が広がったようにも思いました。肌感覚ですが、配偶者を亡くした家庭が直面する経済的な不安や寂しさは消えませんが、制度面から少しでも支えようとする姿勢が伝わってきます。

制度は数字や条文で語られがちですが、その先にあるのは人の生活です。今回の改正をきっかけに、「支え合う社会のかたち」について考える機会にしたいものです。

年金ビジネス研究所代表 岡村重樹

## 「酒毒」を考える

### 浜風時報

酒毒（しゅどく）とは飲酒による身心への悪影響のことである。「酒は百薬の長」という言葉がある。飲みすぎは良くないが適量なら健康に良いと、長い間信じられてきた。だがこの言葉は古代中国の皇帝が、酒の専売制導入に際して用いた故事で、酒が時の権力と密接に結びついた証で、「百薬」には何らの根拠もなく現代まで言葉だけが残ったのである。最新の医学研究では、がんなどの病気のリスクを高めることが分かっている。この言葉は嘘（誤り）とされている。少量でも飲酒すると、体内でアルコールが分解される際に、「アセトアルデヒド」という毒性の強い物質が生じる。そして飲みすぎや長期の飲酒によって、慢性的な健康被害が起るのである。

アセトアルデヒドは非常に毒性が強く肝機能障害を引き起こす。アルコールやアセトアルデヒドには発がん性があると考えられており、胃がん、乳がん、肝臓がん、大腸がんなど、さまざまながんの罹患リスクを高めるのである。また過度な飲酒はアルコール依存症を引き起こし、体だけではなく社会生活や家族関係にも支障をきたし、心の健康をも損なうのである。まさしく「酒毒」である。

現在酒類業界では酒のテレビCMに自主規制を設け、午後6時以降に放映をしている。確かに夜の7時、8時を過ぎると、大量のビールのCMが流れる。トレンドイナ俳優を使い夜中まで流れる。この規制は未成年者の飲酒防止などを目的にしている。しかし夜のテレビの番組、特にBS民間放送の番組を見ると、酒をテーマにした番組の多いことか。「酒場」「昼呑

み」など飲酒番組が目白押しである。スポンサーはもちろん酒類メーカーが多い。夜のBSテレビは酒なくして成り立たないのである。CMは自主規制を設けても、番組の自主規制はない。先ほどの酒類業界のCM規制には、放送時間だけでなく、出演する俳優は25歳以上、演出に「ごくごく」という喉を鳴らす音や、喉元のアップを強調する表現は避けるなどの項目があるが、CMは規制しても番組では、酒の弊害のことは何も語らず、美味しそうに「ごくごく」と飲む。依存症を病んでいる方などには、絶対に見せてはいけない番組だが、そうではない方にも、長期的な過度の飲酒に導くのではないかと、怖さを感じる。

ここにも「酒毒」がある。

（弊社代表 菊地 均）

## 来年3月で神奈川県年金受給者協会が解散

神奈川県年金受給者協会は令和8年3月末をもって解散します。関東近県では、栃木県令和5年3月解散、千葉県令和5年3月解散、茨城県令和7年3月解散に続く解散になります。コロナ禍の活動の自粛や会員の減少が、今までの厳しい協会運営に追い打ちをかけた形になり、解散に至ったと思われます。

JR桜木町駅近くにある協会の事務所は、8月末をもって閉鎖をされており、会員に対する特典などは利用が停止されています。10月末をもって終了させていただきます。詳細は協会ホームページをご覧ください。また情報によりまして、中央組織である「全国年金受給者団体連合会」が令和9年3月に解散を予定しているようです。

毎年、年金受給者数が過去最高を記録しているなかで、残念な出来事です。

## 議員の方に最適な解説書ができました!

健康保険組合  
ブック

この度弊社では、健康保険組合の概要や要点を簡潔にまとめたハンドブックが刊行されました。組合会などで理事の方議員の方に、また事業主の方事務担当者の方、健康保険委員の方に配布されますと、必ずや好評を得ると思います。また10冊以上から値引きもいたしますので、ご一報をお待ちしております。

（定価770円 新書判128頁）